

(目的)

第 1 条 この規程は、衛生上の害を与える昆虫を殺虫することで、住民の快適な生活を確保するため、市が保有する煙霧機を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第 2 条 煙霧機の貸し出しを受けることができる者は、市内に住所を有する者で、衛生害虫を殺虫するために使用する団体及び個人(以下「使用者」という。)とする。

(貸出条件)

第 3 条 使用者は、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 煙霧機の取扱方法を理解し、特に事故防止のための安全確認を行うこと。
- (2) 煙霧機が故障又は損傷した場合は、直ちに中止し、届け出ること。
- (3) 煙霧機を転貸し、又は目的外に使用しないこと。
- (4) 煙霧機を故意に損傷した場合は、損害を賠償すること。

(貸出申請)

第 4 条 煙霧機の貸し出しを受けようとする者は、使用する日の 10 日前までに煙霧機貸出申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(貸出承認)

第 5 条 市長は、前条の申請内容が適当と認めた場合には、貸出承認書(様式第 2 号)を交付するものとする。

(貸出期間)

第 6 条 煙霧機の貸出期間は、使用期間を原則 1 日とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(貸出台数)

第 7 条 貸し出す煙霧機の台数は、個人については 1 台とし、団体については市が保有する台数の範囲内で決定する。

(薬剤、燃料の負担)

第 8 条 煙霧機の本体の貸し出しについては無償とするが、使用に伴う薬剤については、煙霧機 1 台につき 2 リットルまで補助する。ただし、噴霧する範囲に応じて市長が必要と認める場合は、その限りでない。

2 燃料については、使用者の負担とする。

(貸出の取消)

第 9 条 市長は、使用者が第 3 条に規定する貸出条件に違反したときは、貸し出しを取り消し、使用者から貸し出しに要した費用全部、又は一部を賠償させることができる。

(返却)

第 10 条 貸し出した煙霧機の返却は、市職員の確認後に、貸出承認書の返却受取者名簿に返却受領の記名捺印をもって返却とする。

(補償)

第 11 条 煙霧機の貸出期間中の使用による事故等は、貸出申請責任者の責任において対応するものとする。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、煙霧機の貸し出しに必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。